

土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
桑名委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として加藤議員の出席を求めている。また、前田委員が所用のため欠席しているので御了承願う。
本日は、9月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集りいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 9月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

土森委員長 初めに、9月定例会の日程及び運営についてである。
最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

土森委員長 何か、質問はないか。

(な し)

武石議長 発言を求めたいと思う。
専決処分報告についてである。相変わらず交通事故、県有車両の事故が目につくという印象を持っている。これは、以前に議会からも指摘した。それは、県有車を運転している当事者あるいは同乗者の身の安全のため、それから対人対物ということになれば相手方にも損害、危害を及ぼしかねない。これは専決処分であるのでそうですかと、議会としても認めていくわけにはいかないだろうと思う。以前指摘をしてから、執行部の対応を我々も注意深く見ていたが、確かに全てではないが県有車両にドライブレコーダーをつけて万一の場合にどういう背景があったのかを解析できるようにする等の取り組みをしていることも承知しているが、なかなか減少傾向にあるとは言えないと思う。
これは、県財政の損失以上に先ほど申し上げた懸念もあるわけで、報告として提出していただくのはいいと思うが、もっと詳細に総務部長から議会に説明をしていただきたい。我々としてもどういう原因があるからこうなっているのか個々に承知して、執行部と県議会が一緒になってこういうことの減少に取り組みたいと思う。ぜひ、この議運の皆様で協議をしていただきたいと思う。

以上である。

土森委員長 ただいま、武石議長から御発言があったが、何かこの件について御意見等はないか。

(な し)

土森委員長 それでは、この件について、総務部長、いかがか。

梶総務部長 専決処分の報告については、議会開会日に紙を本会議場でお配りすることで、報告させていただいている状況である。今、議長から御指摘いただいたことを踏まえ

て、整理した上で次回の議運で報告させていただきたい。

土森委員長

ただいま総務部長からそういう意見があった。詳細に精査した上で次回の議運で報告を求めることで御了承願う。

(了 承)

土森委員長

それでよろしいか。

武石議長

はい。

(2) 会期及び会議日程

土森委員長

次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
9月定例会の日程については、6月22日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、予定どおり、9月28日水曜日開会、10月19日水曜日閉会ということで、会期は22日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

① 一括質問

ア 質問者(会派)の発言順序

土森委員長

次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、一括質問について御確認いただく。質問者の発言順序であるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
質問第1日目 10月4日火曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党
第2日目 10月5日水曜日 公明党、自由民主党、県民の会
第3日目 10月6日木曜日 自由民主党、自由民主党
の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

土森委員長

次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届け出

土森委員長 次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための発言者の届け出について、資料2の様式により、本日の午後5時まで事務局に提出されるよう、御協力願う。

エ 発言通告書の提出期限

土森委員長 次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているので、10月3日月曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に御記載願う。

② 一問一答

ア 発言時間等

土森委員長 次に、一問一答についてである。
本年度から、本会議において一問一答方式による質問を2月及び9月にそれぞれ2日間実施することが、前期の議運で決定されている。
発言時間については、申し合わせでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。
会派ごとの9月定例会での持ち時間は、自由民主党305分、県民の会130分、日本共産党65分、公明党50分、新風・くろしおの会30分、まほろばの会20分、計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長 なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

土森委員長 申し出がないので、原則どおりの運営とする。

イ 発言者及び発言所要時間の提出期限

土森委員長 次に、4ページの資料4、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。
申し合わせにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

ウ 発言通告書の提出期限

土森委員長

次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、10月5日水曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

土森委員長

なお、一問一答における質問者の発言については、6月1日の議運で、9月定例会は試行的に自席または議席最前列中央の質問席で行うこととされているので、発言通告書に希望する発言場所を記載するよう願う。
以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

(4) 請願書の受理期限

土森委員長

次に、請願書の受理期限については、申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は日曜日であるので、10月7日金曜日の本会議終了後1時間以内とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

(5) 閉会中の常任委員会委員長報告

土森委員長

次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。

(6) 決算特別委員会

ア 設置の時期

土森委員長

次に、決算特別委員会についてである。
初めに、設置の時期である。
決算議案については、総務部長の説明にもあったように開会日に提出されるので、決算特別委員会を質問最終日の10月11日火曜日に設置することで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

イ 委員数及び委員の構成割合

土森委員長

次に、委員数及び委員の構成割合についてである。
申し合わせによると、委員数は総務委員会と同じ10名、また、委員の各会派への割り振りについても、総務委員会の構成割合と同じとされている。
については、委員数及び委員の会派構成については、この申し合わせどおりということで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、まほろばの会1名とすることで決定する。

また、正副議長及び監査委員は、決算特別委員に選任されないとの先例があるので、念のため申し添える。

なお、構成員については、各会派で早急に人選の上、6ページの資料6の様式により、10月4日火曜日の正午までに事務局へ提出願う。

ウ 付託議案

土森委員長 次に、付託議案についてであるが、総務部長の説明にもあったように、決算の報告議案22件に加え未処分利益剰余金の処分に関する議案2件が提出されるので、合わせてこれら24件の議案を決算特別委員会に付託の上、審査が終了するまで議会の閉会中も継続審査することで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

2. 議員派遣について

(1) 第16回都道府県議会議員研究交流大会

土森委員長 次に、議員派遣についてである。

初めに、7ページの資料7、第16回都道府県議会議員研究交流大会についてである。

この件については、平成22年10月4日の議運申し合わせにより、今年も派遣の対象とすることとし、派遣希望者は、9月27日火曜日午後5時までに、11ページの申込書を事務局まで提出するというので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長 また、派遣人員については、全国議長会事務局が、各都道府県で5名から10名程度を予定しているとのことであるので、10名を限度に派遣することとし、10名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということ、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

また、分科会の希望についても、人数の制限もあることから、正副委員長にその調整を一任願う場合もあるので、御了承願う。

(了 承)

(2) 地方議会活性化シンポジウム2016

土森委員長 次に、12ページの資料8、地方議会活性化シンポジウム2016についてである。

この件についても、平成27年9月18日の議運申し合わせにより、今年も派遣の対象とすることとし、派遣希望者は、9月27日火曜日午後5時までに、16ページの申

込書を事務局まで提出するというので、御了承願う。

(了 承)

土森委員長 また、派遣人員については、総務省が2名程度の派遣を要請しているとのことであるので、2名を限度に派遣することとし、2名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(3) 高知県・韓国全羅南道姉妹協定締結訪問

土森委員長 次に、17ページの資料9、高知県・韓国全羅南道姉妹協定締結訪問についてである。

このことについて、事務局から説明をさせる。

林総務課長 お手元の資料17ページ、資料9をごらん願う。

先にお知らせしたとおり、高知県と韓国全羅南道の姉妹交流協定締結を記念して訪問団事業を計画している。10月29日土曜日から11月1日火曜日まで3泊4日の日程で計画している。

訪問団は、議長のほか、議員5名分の予算を確保しているので、本日のこの会議で派遣の対象とするかどうか、及び何名派遣するかについて御決定をお願いしたいと思う。

なお、今回の訪問団は、知事を団長に総勢70名程度と大規模なものとなる予定である。

お手元の資料18ページにスケジュールがあるが、10月30日日曜日に姉妹交流レセプション、31日月曜日には姉妹交流協定の締結、また議会独自の動きとして全羅南道議会議長等と意見交換を予定している。

また、11月1日火曜日の午後開催される予定の高知県戦没者慰霊祭には出席できるように帰国する予定である。

説明は以上である。

土森委員長 この件については、武石議長に大変努力していただいて派遣対象としてはどうかということになっているので報告する。

それでは、派遣の対象とするかどうかについて、御意見があればどうぞ。

(異議なし)

土森委員長 それでは、この件については、派遣の対象とするということで、御異議ないと決した。

次に、派遣人員についてであるが、先ほどの説明では、5名分の予算が確保できるとのことであるので、5名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
次に、派遣の申し込み、決定についてである。
派遣希望者は、9月27日火曜日午後5時までに、21ページの申込書を事務局まで提出願う。
希望者が5名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
なお、これら3件の議員派遣の議案については、早急に議決する必要があるので、質問最終日10月11日の本会議において議決することとし、次回の議運で議案をお示しすることで、御了承願う。

(了 承)

3. 改選期における議長不在時の災害等の対応について

土森委員長

次に、22ページの資料10、改選期における議長不在時の災害等の対応についてである。
このことについては、6月1日の議運において、武石議長からの報告を受け、事務局で検討することとしていた。
まず、武石議長から御発言がある。

武石議長

今、委員長から説明いただいたように6月1日の議運以降の報告をする。
その後、他県の事例も参考にし、事務局に検討を指示していた。
このたび、災害対策本部設置要綱の改正案ができたので、この場で提案させていただく。
まず私から、概要について説明する。本県では災害時の初期対応のため、議長である本部長を中心とする災害対策本部が設けられているが、議長不在時でも災害対策本部の活動ができるように、本部長の職務代行者を各派代表者会で互選できるようにするものである。資料10、22ページをごらん願う。このフロー図は、発災後、議会災害対策本部が自動設置される。具体的には事務局長が招集し、各派代表者会を開き、その互選により本部長職務代行者を決定するという流れである。
説明は以上とする。具体的には事務局から、説明させる。

土森委員長

林総務課長、説明願う。

林総務課長

改選時における議長不在時の災害等への対応については、臨時議会の開催を早める案、災害対策本部設置要綱の改正を行う案について検討した。
臨時議会の開催を早めることについては、全体的な日程が10日ほど全て前倒しになることから準備手続を早める必要があること、連休があることから議会日程の調整が難しいことなど、課題が多いことが分かった。
そこで、災害対策本部設置要綱を改正し、議長不在時でも災害対策本部としての活動ができるようにする方向がよいのではないかと考えている。

徳島県、宮城県が各会派代表者会議において災害時の初期対応を行う事例があった。本県では、災害時の初期対応のため、議長である本部長を中心とする災害対策本部が設けられることになっている。災害対策本部設置要綱の改正を行うことによって、議長不在時の災害等にも対応できるようにしようとするものである。

改正内容は、先ほどの議長の御説明にもあったとおり、議長不在時には、議長である本部長の職務代行者を各派代表者会で互選できるようにするものである。そのことにより、本部長の職務代行者が、全議員で構成する議会災害対策本部の全体会議や、その内部機関である本部員会議を招集できる、災害対策本部としての活動ができるようになるというものである。

具体的な改正箇所については、お手元の資料23ページに要綱等の改正の概要を記載している。新旧対照表のとおり、第4条第3項に、ただし書き以下「ただし、議長及び副議長がともにないときは、本部長の職務を代行する者を各派の代表者で互選する。」という文言を追加するものである。

次に南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正については、この要綱の改正に伴い、指針の所要部分の改正を行うものである。なお、この設置要綱と活動指針の改正の施行日については、本日の議運で承諾をいただいた後、議長の決裁をいただいたその日とする。

改選期における議長不在時の災害等の対応についての説明は以上である。

武石議長

説明は以上である。御審議のほど、よろしく願います。

土森委員長

ただいま説明があったが、いかがか。空白期間があるので、その対応についてである。

(なし)

土森委員長

それでは、この件については議長不在時でも災害対策本部としての活動ができるよう、議長である本部長の職務代行者を各派代表者会で互選できるようにすることで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

なお、先ほど事務局から説明があったが、このことに伴う高知県議会災害対策本部設置要綱や南海トラフ地震等発生時における議会活動指針の改正については、議長に一任することで御了承願う。

(了承)

4. その他

土森委員長

最後に、その他で24ページの資料11、高校生フォトコンテストについてである。このことについて、事務局に説明させる。
横田議事課長、説明願う。

横田議事課長

24ページ、資料11をごらん願う。

9月7日に高校生フォトコンテストの作品募集を締め切ったので、その応募状況等について御報告させていただく。

このフォトコンテストは今回が初めての試みであり、どのくらい応募があるのかを心配していたが、担当職員が積極的に募集活動を行った結果、11校から87点の応募があった。

次のページをごらん願う。

応募のあった87点の中から、高知県写真家協会の岩崎会長に一次審査を行っていただき、選出された上位10点が、この入賞候補作品である。

本日は、正副議長及び委員の皆様方に最終審査をお願いし、この10点の中から入賞作品を選出していただきたい。

第4委員会室に作品を展示しているので、議運終了後、そちらへ移動していただくよう、お願いする。

説明は以上である。

土森委員長

何か、質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

それでは事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

土森委員長

なお、議運閉会后、最終審査を行うこととなるので、審査をお願いする。皆さん、審査委員である。

最後に、その他で何かないか。

(林総務課長、挙手)

土森委員長

林総務課長、どうぞ。

林総務課長

お手元の資料26ページ、資料12をごらん願う。

県議会においては、平成26年11月に南海トラフ地震等発生時における議会活動指針を策定し、避難訓練や講演会を開催するなど、防災意識の高揚に努めているところである。

本年度は、議場に防災用折り畳みヘルメットと防災頭巾を設置した。開会日の本会議終了後に引き続いてヘルメットの使用方法の説明を行う予定である。また、せっかくの機会でもあるので、あわせて熊本地震の被災地等で救護活動をされた方をお招きして、講演いただくことを計画している。

本日のこの会議で、防災講演会の開催について御決定いただきたいと思う。

なお、計画では9月28日水曜日午後1時から1時間程度、本会議場において、高知赤十字病院副院長西山謹吾先生より、熊本地震での医療支援の問題点というテーマで御講演をいただきたいと考えている。

御決定をいただけたら、会派の議員の皆様にもお伝えいただき、議員の皆様には、ぜひ御参加いただきたいと思う。

説明は、以上である。

土森委員長

何か、質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

それでは、事務局報告のとおり実施することで、詳細については正副委員長に一任願うということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
なお、講演会については、本会議場で行うことを御了承願う。

(了承)

土森委員長

ほかに、その他で何かないか。

(林総務課長、挙手)

土森委員長

林総務課長、どうぞ。

林総務課長

もう1点、議会棟非常用発電機の設置工事について御報告する。6月22日の議会運営委員会において、報告させていただいた非常用発電の工事がほぼ完了し、9月26日に最終の完成検査の予定である。

今回の工事により、議会棟東側の駐車場に非常用発電機が設置され、1階の事務局の部屋、局長室、資料室、玄関ホール、2階の議長室、秘書室、3階の第3・第4委員会室、会議室、廊下等に非常用電源に対応したコンセントや電灯が設置された。このことにより、発災後72時間、3日間、安定した電源が供給されることとなり、議会としての初動対応が可能となる環境が整備された。

工事中は、御不便をおかけした議会棟東側4台分の駐車場については、9月26日の完成検査で合格ということになると、その後から利用可能となる予定と承っている。

私からの報告は、以上である。

土森委員長

課長の説明に対して何か、質問はないか。

(なし)

土森委員長

ほかに、何かないか。

(なし)

土森委員長

それでは、本日の協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の10月4日火曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。